

令和2年第1回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

令和2年2月26日

企画振興部

【予算関係】

| | | | |
|----------|--------------------------|-----|----|
| 総合政策課 | 県民読書環境整備事業について | ・・・ | 1 |
| 被災者受入支援室 | 東日本大震災による県内避難者への支援について | ・・・ | 3 |
| 市町村課 | 県・市町村の協働・連携加速化事業について（新規） | ・・・ | 6 |
| 情報企画課 | 地域情報格差解消事業について | ・・・ | 8 |
| | 情報基盤システム再構築事業について | ・・・ | 9 |
| | デジタルガバメント総合推進事業について（新規） | ・・・ | 10 |
| 調査統計課 | 国勢調査について | ・・・ | 12 |
| 国際課 | 在外県人会活動支援事業について | ・・・ | 15 |
| | 多文化共生対策事業について | ・・・ | 16 |

【議案関係】

| | | | |
|------|---|-----|----|
| 市町村課 | 「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第67号） | ・・・ | 17 |
|------|---|-----|----|

県民読書環境整備事業について

総合政策課

1 事業目的

県民の読書活動の一層の推進を図るため、第2次秋田県読書活動推進基本計画に基づき、県民が読書に親しみやすい環境づくりを推進する。

2 事業内容

(1) 地域読書活動推進事業

県民の読書活動を推進するとともに、子どもの読書環境の充実を図るため、市町村や県民との協働により次の事業を実施する。

- ・秋田県読書活動推進連絡協議会の開催
- ・県民寄贈の絵本等を再利用した「読んだッチ・リレー文庫」の配置

(2) 県民読書の日啓発事業

読書に親しむ気運を醸成するため、11月1日の「県民読書の日」に合わせた啓発活動の一環として、秋田を舞台にした文学作品を募集するとともに、イベントを開催する。

- ・「第7回ふるさと秋田文学賞」の作品募集・受賞作品集の刊行
- ・「ふるさとの文学と読書のつどい2020」の開催

時期：令和2年10月下旬

会場：秋田市

(3) 読書の魅力発信事業

若い世代をはじめとする全ての県民の読書意欲を喚起するため、書店経営者や著名人等の協力を得て、読書の魅力を発信する。

- ・県内で話題性のある取組をしている書店やブックカフェの経営者等の取材、SNS等による情報発信
- ・若者に訴求力のある著名人が読書の魅力について語る動画の制作、SNSによる情報発信
- ・SNSを活用したキャンペーンの実施

(4) 第3次読書活動推進基本計画策定事業（新規）

現行の読書活動推進基本計画が令和2年度で終了することから、新たに第3次読書活動推進基本計画（令和3年度～7年度）を策定する。

3 予算額

5, 806千円 (⊕5千円、⊖5, 801千円)

| | | |
|-----------------------|----------|----------|
| (1) 地域読書活動推進事業 | | 2, 288千円 |
| 〔 報酬等（読書活動支援員1名） | 2, 194千円 | 〕 |
| 〔 役務費、旅費等 | 94千円 | |
| (2) 県民読書の日啓発事業 | | 3, 011千円 |
| 〔 報償費、旅費等 | 3, 011千円 | 〕 |
| (3) 読書の魅力発信事業 | | 440千円 |
| 〔 委託料等 | 440千円 | 〕 |
| (4) 第3次読書活動推進基本計画策定事業 | | 67千円 |
| 〔 需用費 | 67千円 | 〕 |

東日本大震災による県内避難者への支援について

被災者受入支援室

1 事業目的

県内で避難生活を継続する避難者が、安心して日常生活を送ることができるよう、応急仮設住宅を提供するほか、精神的不安の解消や孤立の防止をはじめ、避難者それぞれのニーズに寄り添ったきめ細かな支援を行う。

2 事業内容

(1) 被災者用民間賃貸住宅借上事業

被災者に応急仮設住宅を提供する。

- ・借上件数 3件
- ・家賃上限額 6万円

(2) 東日本大震災避難者支援事業

① 震災避難者訪問等支援事業

避難者への戸別訪問や交流の機会の提供を行う。

- ・避難者支援相談員による戸別訪問等
- ・避難者交流センターの運営
- ・各種交流会の開催
- ・支援情報紙の発行
- ・関係団体・行政との連携強化

② 県内避難者こころの寄り添い事業

専門家（精神科医、臨床心理士、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士）による心のケアと生活再建に向けた相談対応等を行う。

- ・専門家による個別訪問や健康相談等
- ・避難者を対象とした講演会の開催
- ・支援者を対象とした研修会等の開催

(3) 県内避難者生活再建支援事業

県内での生活を継続する避難者が転居する場合に、引越しに要する費用に対して助成する。

- ・上限額 1世帯につき10万円

3 予算額

17,314千円（ 国 13,509千円、 諸 24千円、 \ominus 3,781千円）

国 ：被災者支援総合交付金

(1) 被災者用民間賃貸住宅借上事業 3,378千円

〔 旅費、需用費 667千円
使用料及び賃借料等 2,711千円 〕

(2) 東日本大震災避難者支援事業 13,736千円

① 震災避難者訪問等支援事業 12,803千円

〔 報酬、共済費等 9,619千円
旅費、需用費等 3,184千円 〕

② 県内避難者こころの寄り添い事業 933千円

〔 報償費 595千円
旅費、需用費等 338千円 〕

(3) 県内避難者生活再建支援事業 200千円

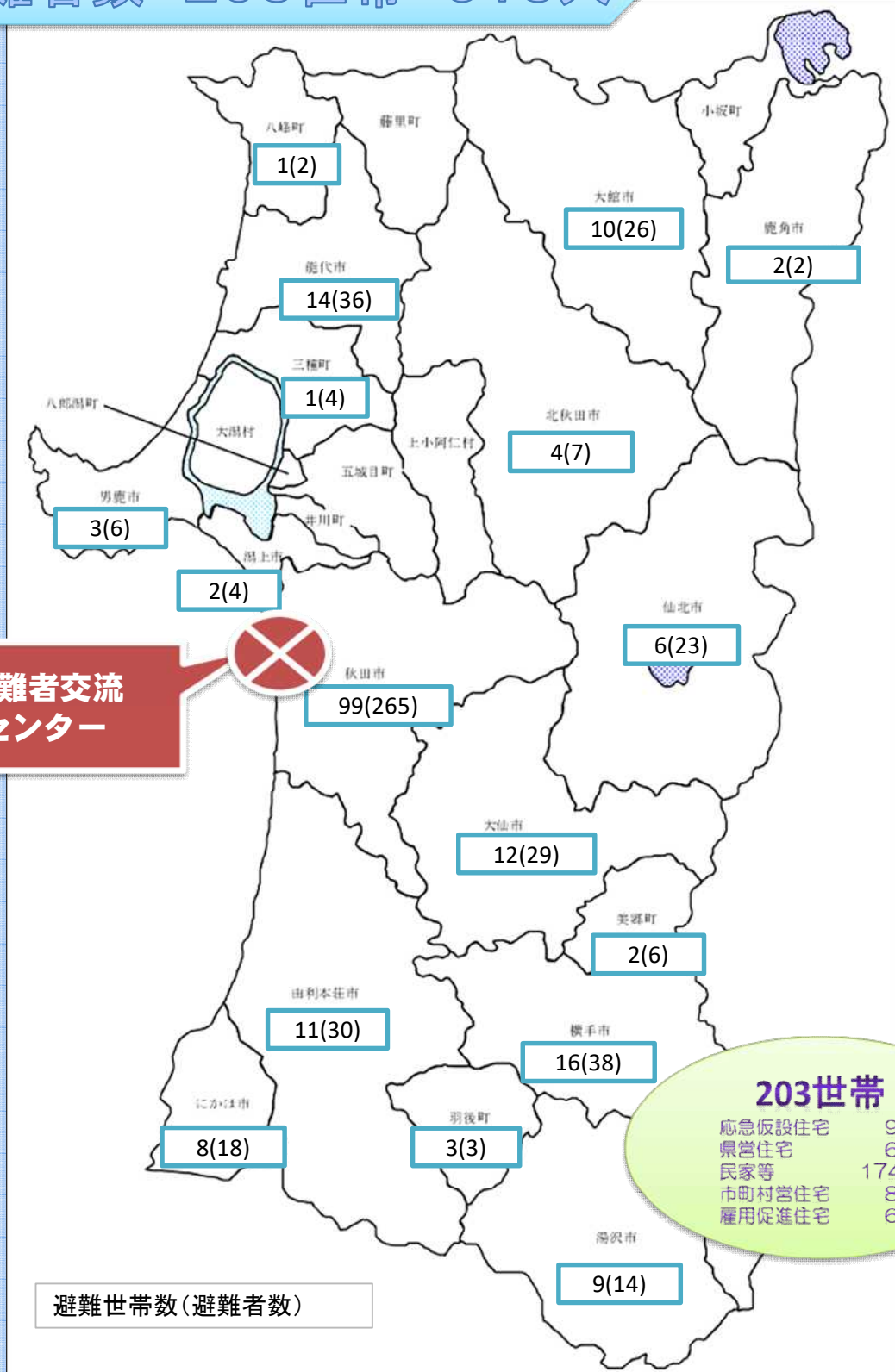
〔 負担金補助及び交付金 200千円 〕

東日本大震災による県内避難者数

【参考】

避難者数 **203世帯 513人**

令和2年2月3日現在



岩手県
4世帯5名

宮城県
54世帯104名

福島県
145世帯404名

県・市町村の協働・連携加速化事業について（新規）

市町村課

1 事業目的

人口減少下においても、必要な行政サービスを維持・確保するため、県と市町村の協働・連携に向けた取組の加速化を図る。

2 事業内容

(1) 県・市町村連携促進事業

① 秋田県・市町村協働政策会議

県と市町村が双方向で政策等の提案を行い、合意形成を図る。

② 人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会

県と市町村の連携によりサービス水準を維持するための調査研究を行う。

・研究テーマ：公営住宅の管理運営、水道事業の広域連携、専門職員の人材確保

(2) 市町村間連携促進事業

① 地域連携研究会

県と市町村が共同で設置する「地域連携研究会」において、それぞれの地域課題に対応した市町村間連携の可能性等を探る。

② 連携中枢都市圏形成のサポート

秋田市と近隣市町村が連携し、活力ある社会経済の維持を目指す「連携中枢都市圏」の形成に向けた勉強会を開催する。

③ 市町村間連携促進補助金

市町村間連携による地域課題の解決に向けた取組に要する経費に対し助成する。

・補助率 県10/10

・限度額 300千円/件

3 予算額

2,184千円 (⊖2,184千円)

(1) 県・市町村連携促進事業 339千円

〔旅費、使用料及び賃借料等 339千円〕

(2) 市町村間連携促進事業 1,845千円

〔旅費、使用料及び賃借料等 1,245千円
負担金補助及び交付金 600千円〕

市町村間連携に関する地域連携研究会について

人口減少が急速に進み、行政資源が限られてくる中、将来にわたり行政サービスを維持していくためには、5年、10年先を見据え、市町村間連携の取組を促進する必要がある。

その可能性を探るため、県と市町村が「地域連携研究会」を共同で設置し、それぞれの地域課題に対応した連携のあり方について調査・研究を行う。

令和元年度の取組

| | | |
|--|--|---|
| <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 県北地区 『専門人材の確保』 </div> <p>【内容】 市町村同士の連携による、建設土木に係る専門技術人材の確保・育成の可能性等を探る</p> <p>【構成市町村】 能代市、藤里町、三種町、八峰町</p> <p>【検討状況】 4市町における専門人材の採用・配置状況と育成の方法、建設土木業務への外部委託の導入状況等の確認を行った。 課題として、応募者の減少や採用辞退、指導する職員の減少により人材育成が困難になってきていることが挙げられ、知識経験の承継と人材確保の必要性が共通認識となっている。</p> | <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 県央地区 『事務の共同化』 </div> <p>【内容】 各町村で共通する事務について、事務の共同化等の可能性等を探る</p> <p>【構成市町村】 五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村</p> <p>【検討状況】 ①固定資産税の評価、②介護保険の認定、③地域包括支援センターの3業務を選定し、これらの業務に係る4町村における従事人数・時間等を調査し、共同化の可能性について意見交換を行った。</p> | <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 県南地区 『公共施設の最適配置』 </div> <p>【内容】 市町村の区域を越えた公共施設の相互利用や最適配置の可能性等を探る</p> <p>【構成市町村】 横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村</p> <p>【検討状況】 広域的な利用可能性のある文化施設及びスポーツ施設について、現状分析・将来シミュレーションに基づき、その施設配置等のあり方について意見交換を行った。</p> |
| <div style="background-color: #fff9c4; border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> 新たな広域連携促進事業 (総務省委託事業) を活用 </div> | | |

令和2年度の取組

| | | | |
|--|---|--|--|
| <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 県北地区 『専門人材の確保』 </div> <p>専門人材の不足によって生じる具体的な支障とその対策を検討する。</p> | <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 県央地区 『事務の共同化』 </div> <p>R1で調査した業務について、共同化に向けた課題の整理を行い、その実現可能性を引き続き検討する。</p> | <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 県南地区 『公共施設の最適配置』 </div> <p>R1の調査結果を踏まえ、施設の広域的利用に向けた課題を整理・検討する。</p> | <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">NEW</div> </div> <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 『水道事業の広域化』 </div> <p>水道事業の事務の共同化及び施設の共同利用の可能性等を探る。 (男鹿市・潟上市・南秋田郡4町村・三種町を想定)</p> |
|--|---|--|--|

地域情報格差解消事業について

情報企画課

1 事業目的

地域間の情報通信格差の解消を図るため、市町村が行う情報通信基盤施設の整備に対し助成する。

2 事業内容

携帯電話が繋がらない地域において、市町村が実施する移動通信用鉄塔施設の整備に対し助成する。

- ・補助対象 市町村
- ・補助率 11/15
- ・補助金の負担割合 国10/11、県1/11

3 予算額

13,113千円（ \oplus 11,913千円、 \ominus 1,200千円）

\oplus ：無線システム普及支援事業費等補助金

| | |
|------------|----------|
| 旅費 | 5千円 |
| 使用料及び賃借料 | 4千円 |
| 負担金補助及び交付金 | 13,104千円 |

【事業費の内訳等】

| 市町村 | 地区 | 事業費 | (単位：千円) | | |
|-----|----|--------|--------------|-------------|---------------|
| | | | 国補助 10/15 | 県補助 1/15 | 市町村負担 4/15 |
| 大館市 | 平滝 | 17,870 | 11,913 | 1,191 | 4,766 |

情報基盤システム再構築事業について

情報企画課

1 事業目的

職員等が利用する情報システム基盤等について、継続的に安定した運用を行うため、対象となるソフトウェア及びハードウェアの更新を行う。

2 事業内容

(1) 行政情報ネットワーク再構築事業

単独地方機関の老朽化したルーター（ネットワーク中継器）等の機器更新を行う。

(2) 全庁共有システム更新事業

令和2年4月1日の会計年度任用職員制度の導入及び地方自治法施行規則の改正に伴う歳出予算の節の区分の変更に対応するため、財務会計システムの改修を行う。

（令和元年度～2年度 債務負担行為設定済）

(3) 電子県庁基盤再構築事業

災害関連情報等に係る情報集約配信システムのサーバ等が更新時期を迎えることから、情報企画課が管理する庁内サーバ統合基盤にシステムを移行し、再構築する。

3 予算額

60,377千円（ \ominus 60,377千円）

(1) 行政情報ネットワーク再構築事業 8,079千円

〔 使用料及び賃借料 8,079千円 〕

(2) 全庁共有システム更新事業 41,570千円

〔 委託料 41,570千円 〕

(3) 電子県庁基盤再構築事業 10,728千円

〔 委託料 9,117千円
使用料及び賃借料 1,611千円 〕

デジタルガバメント総合推進事業について（新規）

情報企画課

1 事業目的

行政手続オンライン化法の改正や働き方改革の推進等に対応し、県民サービスの利便性向上と庁内業務の効率化等を図るため、ICT技術の活用を強化し、行政の総合的なデジタル化を加速する。

2 事業内容

（1）行政のデジタル化等推進事業

行政のデジタル化に対応した業務分析手法や、各種デジタルデータの庁内外への公開等について、職員研修を行う。

（2）電子決裁システム等再構築事業

電子決裁システムの更新に伴う次期システム等の構築に向けて、求められる機能や対象とする業務等について、調査・検討を行う。

（3）庁内業務効率化推進事業

ソフトウェア型ロボット（RPA）や人工知能（AI）等のICT技術を活用し、庁内業務の効率化を図る。

① RPAの導入

- ・物品調達予定価格算出業務、森林簿修正業務、厚生労働省等調査業務及び指定自立支援医療機関等管理業務（令和元年度～）
- ・自動車税環境性能割等申告書確認業務、公共料金支払システム業務（令和2年度～）

② AIの導入

- ・議事録自動作成支援（令和元年度～）
- ・問い合わせ対応支援（令和2年度～）

（4）システム経費削減推進事業

庁内の各種情報システムのハードウェアを集約しているサーバ統合基盤に、新たなシステム（県警ホームページ等）を受け入れるための機器増設を行い、県全体のシステム運用経費の縮減を図る。

（5）自治体クラウド推進事業

県内市町村のシステムの共同利用等に向けた取組を支援する。

(6) 情報セキュリティ対策事業

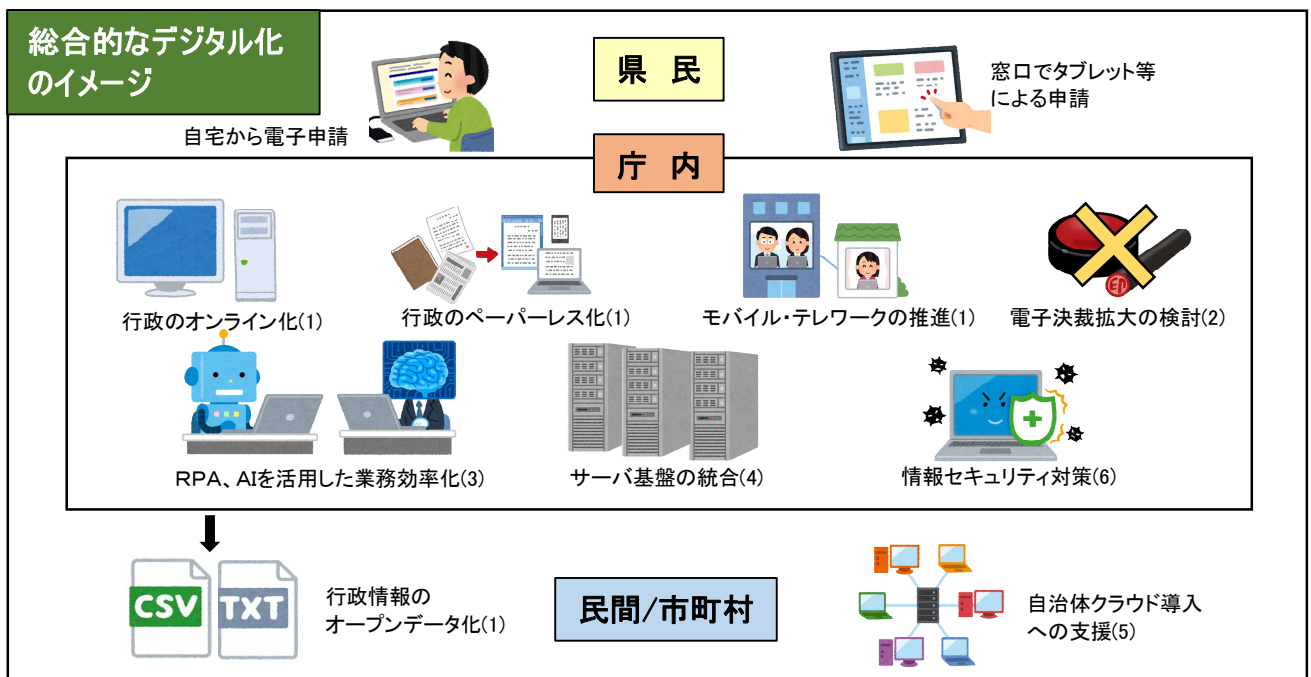
巧妙化する標的型攻撃等に対する最新のセキュリティ対策方法について、各課の情報化リーダー等向けに研修を行う。

3 予算額

30,946千円 (⊖30,946千円)

| | | |
|--------------------|----------|----------|
| (1) 行政のデジタル化等推進事業 | | 576千円 |
| 〔 委託料 | 576千円 | 〕 |
| (2) 電子決裁システム等再構築事業 | | 12,087千円 |
| 〔 委託料 | 12,087千円 | 〕 |
| (3) 庁内業務効率化推進事業 | | 11,609千円 |
| 〔 旅費、使用料及び賃借料等 | 1,148千円 | 〕 |
| 〔 委託料 | 10,461千円 | 〕 |
| (4) システム経費削減推進事業 | | 6,088千円 |
| 〔 使用料及び賃借料 | 6,088千円 | 〕 |
| (5) 自治体クラウド推進事業 | | 317千円 |
| 〔 旅費、使用料及び賃借料 | 317千円 | 〕 |
| (6) 情報セキュリティ対策事業 | | 269千円 |
| 〔 報償費、旅費等 | 269千円 | 〕 |

【参考】



国勢調査について

調査統計課

1 事業目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る。

2 事業内容

(1) 調査の概要

① 調査期日

令和2年10月1日

② 調査対象

調査期日において県内に常住する全ての人

③ 調査項目

世帯員の数、住居の種類、氏名及び男女の別、出生の年月ほか

④ 結果の公表（予定）

人口速報集計 令和3年2月

人口等基本集計 令和3年9月

(2) 事務の概要

市町村への交付金交付や説明会開催等の実施体制の整備、テレビ・新聞等への広告掲出による県民への周知、調査書類の審査等

3 予算額

461,897千円（ \oplus 461,882千円、 \ominus 15千円）

\oplus ：統計調査地方公共団体委託費

| | |
|--------------------|-----------|
| 報酬等（調査書類審査補助要員報酬等） | 10,116千円 |
| 旅費、需用費 | 10,152千円 |
| 役務費（テレビ・新聞広告等） | 10,907千円 |
| 委託料 | 7,081千円 |
| 使用料及び賃借料 | 3,641千円 |
| 負担金補助及び交付金 | 420,000千円 |

令和2年度に実施する統計調査

| 番号 | 調査名 | 目的 | 調査時期 | 調査対象等 | 調査結果の活用方法 |
|----|----------|--|---------------|---|---|
| 1 | 国勢調査 | 国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る。 | 5年ごと 10月1日 | 調査時において県内に常住している全ての人 | <ul style="list-style-type: none"> 衆議院議員の小選挙区の改定基準など法定人口としての利用 行政施策の基礎資料としての利用 |
| 2 | 工業統計調査 | 工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得る。 | 毎年 6月1日 | 製造業に属する従業者4人以上の事業所 約2,000事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 製造業、中小企業の振興策 経済白書、中小企業白書 鉱工業生産指数の基礎資料 |
| 3 | 学校基本調査 | 学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。 | 毎年 5月1日 | 小・中・高等学校、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、専修学校、各種学校(約510校)等 | <ul style="list-style-type: none"> 学校の設置等学校教育行政上の基礎資料 地方交付税算定の資料 |
| 4 | 学校保健統計調査 | 児童・生徒及び幼児の発育、健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得る。 | 毎年 4～6月 | 小・中・高等学校、幼稚園及び認定こども園(約150校) | <ul style="list-style-type: none"> 学校保健行政施策の基礎資料 |
| 5 | 労働力調査 | 我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得る。 | 毎月 | 約400世帯 | <ul style="list-style-type: none"> 景気判断や雇用対策の基礎資料 |
| 6 | 毎月勤労統計調査 | 雇用、給与及び労働時間について、毎月の動向を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。 | 毎月 | 常用雇用者数別 ・第1種(30人以上) 約320事業所 ・第2種(5～29人) 約240事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省における失業給付や休業補償の額の算定 秋田県景気動向指数や各種機関の賃金・労働時間等の動向把握 |
| | 特別調査 | | 毎年 7月31日 | ・常用労働者1～4人 約430事業所 | |
| 7 | 小売物価統計調査 | 商品小売価格、サービス料金、家賃及び宿泊料を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得る。 | 毎月 | <ul style="list-style-type: none"> 価格調査(秋田市、横手市の約280店舗) 家賃調査(約4,770世帯) 宿泊料調査(3ホテル) | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する経済政策の基礎資料 政府が毎月発表する月例経済報告の基礎資料 |
| 8 | 家計調査 | 世帯の家計収支の実態を把握し、経済政策等の基礎資料を得る。 | 毎月 | <ul style="list-style-type: none"> 二人以上の世帯 秋田(96)、大館(24) 単身世帯 秋田(8)、大館(2) | <ul style="list-style-type: none"> 政府が毎月発表する月例経済報告の基礎資料 経済、社会政策の基礎資料 |

| 番号 | 調査名 | 目的 | 調査時期 | 調査対象等 | 調査結果の活用方法 |
|----|-------------------------|--|------|---|----------------------------|
| 9 | 秋田県年齢別人口流動調査 | 本県の年齢別・男女別人口及び世帯の移動状況を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。 | 毎月 | 市町村 | ・人口減対策など各種施策の基礎資料 |
| 10 | 秋田県人口移動理由実態調査 | 人口移動の理由について、実態を把握し、諸施策の基礎資料を得る。 | 毎月 | 転出入者 (県内移動を除く) | ・人口減対策など各種施策の基礎資料 |
| 11 | 秋田県鉱工業生産指数作成調査 | 本県の鉱工業の生産動向を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。 | 毎月 | 鉱工業総合136品目、 電力・ガス事業2品目を生産する主な事業所(延べ218事業所) | ・秋田県景気動向指数などの各種景気動向分析の基礎資料 |
| 12 | 秋田県県民経済計算 (平成30年度) | 県内の経済活動を計量把握し、諸施策の基礎資料を得る。 | 毎年度 | 生産、分配、支出の三面から捉えた県経済の規模、構造、成長率、所得水準等 | ・県経済の分析や諸施策立案の基礎資料 |
| 13 | 秋田県市町村民経済計算 (平成30年度) | 市町村の経済活動を計量把握し、諸施策の基礎資料を得る。 | 毎年度 | 市町村の経済規模、構造、成長率、所得水準等 | ・市町村経済の分析や諸施策立案の基礎資料 |
| 14 | 秋田県景気動向指数 | 各種経済指標に基づき県内景気の動向を把握する。 | 毎月 | 県内景気動向に関連する21の指標 | ・県内景気の状態について判断するための基礎資料 |

※ 国の委託を受けて実施する調査：番号1～8
 県が単独で実施する調査：番号9～14

在外県人会活動支援事業について

国際課

1 事業目的

南米に移住した本県出身者との絆を深めるため、現地の在外県人会の活動に対する支援や、周年事業に合わせた人的交流を行う。

2 事業内容

(1) 在外県人会活動費補助金

ブラジル秋田県人会、アマゾン地域秋田県人会、在亜秋田千秋会、ピラポ県人会が実施する本県の広報事業等に要する経費に対して助成する。

- ・助成対象 総会や幹事会等の開催、会報の発行、現地イベント等での秋田県のPR

(2) 南米訪問団派遣事業

移住者の長年の労苦をねぎらうとともに、会員との交流を深めるため、県人会創立60周年記念式典を開催するブラジルに訪問団を派遣する。

- ・訪問予定先 ブラジル秋田県人会（サンパウロ市）、アマゾン地域秋田県人会（ベレン市）
- ・訪問予定時期 令和2年10月下旬
- ・訪問予定者 知事、県議会議長、県関係者

3 予算額

10,720千円（⊖10,720千円）

(1) 在外県人会活動費補助金

1,578千円

| | |
|--------------|---------|
| （ 役務費 | 12千円 |
| （ 負担金補助及び交付金 | 1,566千円 |

(2) 南米訪問団派遣事業

9,142千円

| | |
|----------------|---------|
| （ 報償費、需用費、役務費等 | 490千円 |
| （ 旅費 | 6,300千円 |
| （ 委託料 | 2,352千円 |

多文化共生対策事業について

国際課

1 事業目的

外国人も暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けて、関係機関等と連携しながら、支援体制の整備と機能の充実を図る。

2 事業内容

(1) 外国人支援ネットワーク構築事業

(公財) 秋田県国際交流協会内に設置している「秋田県外国人相談センター」を中心に、生活全般に関わる相談体制を強化するとともに、大規模な災害に備え、在住外国人や関係機関等と連携し、外国人支援のためのネットワークづくりを進める。

(2) 地域の多文化共生人材育成事業（新規）

県内各地域で多文化共生社会の実現に向けて活躍できる人材を育成するとともに、北海道・北東北の4道県が連携して外国人相談窓口の情報共有等を行い、外国人も暮らしやすい環境の整備を図る。

① 日本語指導者人材育成講座の開催

- ・開催予定場所：県北、中央、県南地域
- ・開催予定回数：各地域2回
- ・受講対象者：外国人への日本語の指導やサポートに関心のある方

② 北海道・北東北ブロック連絡会議の開催

相談窓口の運営や災害時等における外国人支援体制の機能向上を図るため、4道県の情報共有を推進する。

3 予算額

5,918千円 (国②, 489千円、○3, 429千円)

②：外国人受入環境整備交付金

(1) 外国人支援ネットワーク構築事業

4,978千円

(委託料 4,978千円)

(2) 地域の多文化共生人材育成事業

940千円

(報償費、旅費等 223千円)
(委託料 717千円)

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第67号）

市町村課

1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、福祉パッケージに係る権限移譲対象事務に、受動喫煙を防止するための措置に関する事務を加える等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 権限移譲対象事務に次の事務を加えることとする。
 - ① 秋田県受動喫煙防止条例第13条第1項の規定による第一種施設等の管理権原者からの報告の徴収等（第4条及び別表第17の2関係）
 - ② 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理等（別表第43関係）
- (2) 引用している私立学校法（昭和24年法律第270号）及び私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）の条項を改めることとする。（別表第31関係）
- (3) 引用している覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の題名を改めることとする。（別表第85第14号関係）
- (4) 経由事務に覚醒剤取締法第30条の14第2項及び第3項の規定による薬局開設者等の交付した覚醒剤原料の廃棄等の届出の受理の事務等を加えることとする。（別表第85第14号関係）
- (5) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。

ただし、2（3）及び（4）は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を規定し、公布の日から施行することとする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| | | 新 | | 旧 | |
|--|-------------------------------|---|--|---|---|
| <p>別表第十七の二(第四条関係)</p> <p>権限移譲対象事務</p> <p>一 秋田県受動喫煙防止条例(令和元年秋田県条例第四号。以下この表において「条例」という。)第十三条第一項の規定による第一種施設等の管理権原者からの報告の徴収等</p> | <p>対象市町村</p> <p>保健所を設置する市</p> | <p>一 〃 略</p> | <p>一 〃 略</p> | <p>一 〃 略</p> | <p>一 〃 略</p> |
| | | <p>二 第一種施設等の管理権原者からの報告の徴収</p> | <p>二 別表第十七の二</p> | <p>二 別表第四十三の二</p> | <p>二 略</p> |
| | | <p>(福祉パッケージ)</p> <p>第四条 福祉パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。</p> | | <p>(福祉パッケージ)</p> <p>第四条 福祉パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。</p> | |
| | | <p>(衛生パッケージ)</p> <p>第七条 衛生パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。</p> | | <p>(衛生パッケージ)</p> <p>第七条 衛生パッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。</p> | |
| | | <p>一 〃 略</p> <p>十二 略</p> <p>十三・十四 略</p> | <p>一 〃 略</p> <p>十二 略</p> <p>十三 浄化槽の水質検査の報告の受理</p> <p>十四・十五 略</p> | <p>一 〃 略</p> <p>十二 略</p> <p>十三 別表第四十三の二</p> <p>十四・十五 略</p> | <p>一 〃 略</p> <p>十二 略</p> <p>十三 略</p> <p>十四・十五 略</p> |

二 条例第十四条第一項及び第二項の規定による特定屋外喫煙場所の廃止の勧告等
 三 条例第十五条第一項及び第二項の規定による勧告に従わない旨等の公表等

別表第三十一（第六条関係）

| | |
|--|-------|
| 権限移譲対象事務 | 対象市町村 |
| 一 五 略 | 市町村 |
| 六 法第三十七条第三項第五号の規定による学校法人の不正行為等の報告の受理 | |
| 七 略 | |
| 八 法第四十条の五の規定による学校法人の特 別代理人の選任 | |
| 九 九十八 略 | |
| 十 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第 三十一号）第一条の規定による学校法人の登 記の届出等の受理 | |
| 十一 私立学校法施行令第四条の規定による学 校法人の台帳の調製等 | |
| 十二 私立学校法施行令第五条の規定による学 校法人の台帳の調製等 | |
| 十三 私立学校法施行令第六条の規定による解 散した学校法人の書類等の保存 | |

別表第四十三（第七条関係）

| | |
|---|----------------------------------|
| 権限移譲対象事務 | 対象市町村 |
| 一 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。 以下この表において「法」という。）第五条 第一項の規定による浄化槽の設置等の届出の 受理 | 対象市町村（保 健所を設置 する市を除 く。） |
| 二 法第五条第二項の規定による浄化槽の設置 等の届出をした者に対する勧告 | |

別表第三十一（第六条関係）

| | |
|--|-------|
| 権限移譲対象事務 | 対象市町村 |
| 一 五 略 | 市町村 |
| 六 法第三十七条第三項第四号の規定による学 校法人の不正行為等の報告の受理 | |
| 七 略 | |
| 八 法第四十条の五の規定による学校法人の特 別代理人の選任 | |
| 九 九十八 略 | |
| 十 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第 三十一号）第一条の規定による学校法人の登 記の届出等の受理 | |
| 十一 私立学校法施行令第四条の規定による学 校法人の台帳の調製等 | |
| 十二 私立学校法施行令第五条の規定による学 校法人の台帳の調製等 | |
| 十三 私立学校法施行令第五条の規定による 解散した学校法人の書類等の保存 | |

別表第四十三（第七条関係）

| | |
|---|----------------------------------|
| 権限移譲対象事務 | 対象市町村 |
| 一 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。 以下この表において「法」という。）第五条 第一項の規定による浄化槽の設置等の届出の 受理 | 対象市町村（保 健所を設置 する市を除 く。） |
| 二 法第五条第二項の規定による浄化槽の設置 等の届出をした者に対する勧告 | |

- 三 法第五条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当である旨の通知
- 四 法第七条第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理
- 五 法第七条の二第一項の規定による浄化槽管理者に対する指導等
- 六 法第七条の二第二項の規定による浄化槽管理者に対する勧告
- 七 法第七条の二第三項の規定による浄化槽管理者に対する措置命令
- 八 法第十条の二の規定による報告書の受理
- 九 法第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理
- 十 法第十一条の二第二項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理
- 十一 法第十一条の三の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理
- 十二 法第十二条第一項の規定による浄化槽管理者等に対する助言等
- 十三 法第十二条第二項の規定による浄化槽管理者等に対する改善措置命令等
- 十四 法第十二条の二第一項の規定による浄化槽管理者に対する指導等
- 十五 法第十二条の二第二項の規定による浄化槽管理者に対する勧告
- 十六 法第十二条の二第三項の規定による浄化槽管理者に対する措置命令
- 十七 法第五十三条第一項の規定による浄化槽管理者等からの報告の徴収（前各号及び第十

- 三 法第五条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当である旨の通知
- 四 法第十条の二の規定による報告書の受理
- 五 法第十一条の二の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理
- 六 法第十二条第一項の規定による浄化槽管理者等に対する助言等
- 七 法第十二条第二項の規定による浄化槽管理者等に対する改善措置命令等
- 八 法第五十三条第一項の規定による浄化槽管理者等からの報告の徴収（前各号に掲げる事務に係るものに限る。）
- 九 法第五十三条第二項の規定による事務所等の立入検査等（第一号から第七号までに掲げる事務に係るものに限る。）
- 十 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

| | |
|---|--|
| <p>九号から第二十一号までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>十八 法第五十三条第二項の規定による事務所等の立入検査等（第一号から第十六号及び次号から第二十一号までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>十九 法附則第十一条第一項の規定による浄化槽管理者に対する助言等</p> <p>二十 法附則第十一条第二項の規定による浄化槽管理者に対する勧告</p> <p>二十一 法附則第十一条第三項の規定による浄化槽管理者に対する措置命令</p> <p>二十二 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> | |
|---|--|

| 別表第四十三の二（第七条関係） | | 権限移譲対象事務 | 対象市町村 |
|-----------------|---|----------|----------------------|
| 一 | 浄化槽法（以下この表において「法」という。）第七条第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理 | | 対象市町村（保健所を設置する市を除く。） |
| 二 | 法第七条の二第一項の規定による浄化槽管 理者に対する指導等 | | |
| 三 | 法第七条の二第二項の規定による浄化槽管 理者に対する勧告 | | |
| 四 | 法第七条の二第三項の規定による浄化槽管 理者に対する措置命令 | | |
| 五 | 法第十二条の二第一項の規定による浄化槽 管理者に対する指導等 | | |

| 経 由 事 務 | 別表第七十二の二(第十条関係) | |
|----------------|---|--|
| | 権 限 移 譲 対 象 事 務 | 対 象 市 町 村 |
| 別表第八十五(第十三条関係) | 一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号。以下この表において「法」という。)第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等 二 法第二百二十六条の規定による関係行政庁からの通知の受理 三 法第三百十条の規定による管理団体等からの報告の徴収(第一号に掲げる許可等に係るものに限る。) 四 法第三百十一条第一項の規定による土地の立入調査等(第一号に掲げる許可等に係るものに限る。) | 法第九十九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の所在地がその区域内にある町村(法第八十三条の三第五項の認定を受けた町村を除く。) |

| 経 由 事 務 | 別表第七十二の二(第十条関係) | |
|----------------|---|--|
| | 権 限 移 譲 対 象 事 務 | 対 象 市 町 村 |
| 別表第八十五(第十三条関係) | 一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号。以下この表において「法」という。)第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等 二 法第二百二十六条の規定による関係行政庁からの通知の受理 三 法第三百十条の規定による管理団体等からの報告の徴収(第一号に掲げる許可等に係るものに限る。) 四 法第三百十一条第一項の規定による土地の立入調査等(第一号に掲げる許可等に係るものに限る。) | 法第九十九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の所在地がその区域内にある町村 |
| | 六 法第十二条の二第二項の規定による浄化槽管理者に対する勧告 七 法第十二条の二第三項の規定による浄化槽管理者に対する措置命令 八 法第五十三条第一項の規定による浄化槽管理者等からの報告の徴収(前各号に掲げる事務に係るものに限る。) 九 法第五十三条第二項の規定による事務所等の立入検査等(第一号から第七号までに掲げる事務に係るものに限る。) | |

| | | | |
|-----------------|--|----------|------------------|
| <p>一〇十三 略</p> | <p>十四 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（一）（二） 略</p> <p>（三） 法第三十条の十三の規定による覚醒剤原料輸入業者等</p> <p>（四） 所有する覚醒剤原料の廃棄の届出の受理</p> <p>（五） 法第三十条の十四第一項から第三項までの規定による覚醒剤原料輸入業者等の事故等</p> <p>（六） 法第三十条の十五第一項及び第二項の規定による覚醒剤原料輸入業者等の指定の失効等</p> | <p>略</p> | <p>保健所を設置する市</p> |
| <p>十五〇二十八 略</p> | <p>の</p> | <p>略</p> | <p>略</p> |

| | | | |
|-----------------|--|----------|------------------|
| <p>一〇十三 略</p> | <p>十四 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（一）（二） 略</p> <p>（三） 法第三十条の十三の規定による覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者（覚醒剤研究者を含む。（五）及び（六）において同じ。）の所有する覚醒剤原料の廃棄の届出の受理</p> <p>（四） 法第三十条の十四</p> <p>（五） の規定による覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の事故の届出の受理</p> <p>（六） 法第三十条の十五第一項及び第二項の規定による覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定の失効の場合の報告の受理</p> | <p>略</p> | <p>保健所を設置する市</p> |
| <p>十五〇二十八 略</p> | <p>の</p> | <p>略</p> | <p>略</p> |